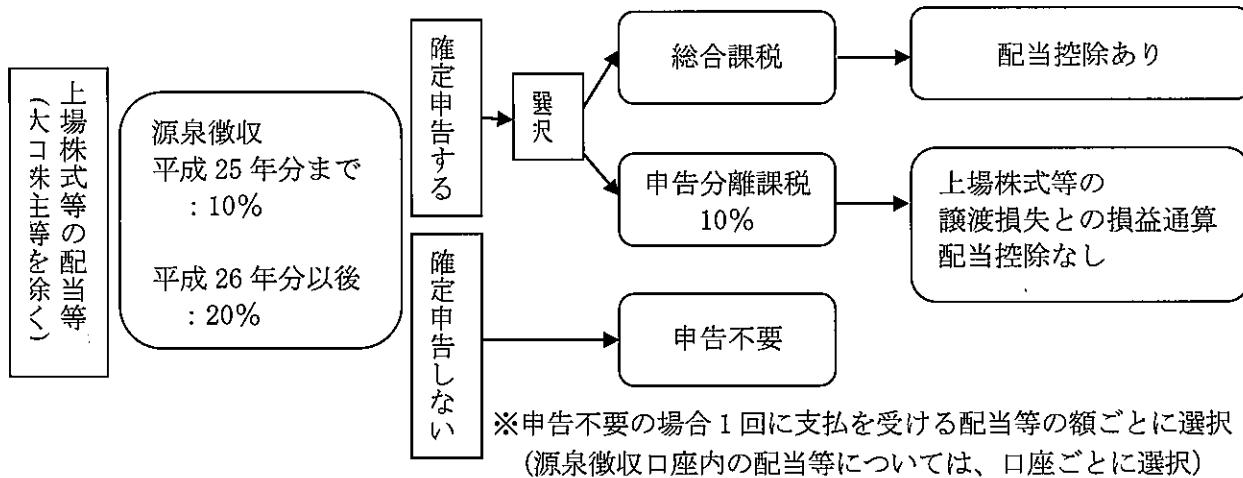


今回のテーマ 平成 24 年分 金融証券税制の主なポイント

上場株式等の配当や売却、FX取引等について、平成 24 年分確定申告のポイントを確認してみましょう。

1. 上場株式等の配当等を受けた場合



2. 株式等を売却した場合

所得金額 = 売却価額 - (取得費 + 委託手数料等)

損益通算：上場株式等を金融商品取引業者等を通じて売却したことにより生じた譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り。以下同じ。）と損益通算ができます。また、損益通算後にまだ譲渡損失の金額が残っている場合には、確定申告により翌年以後 3 年の繰越控除ができます。

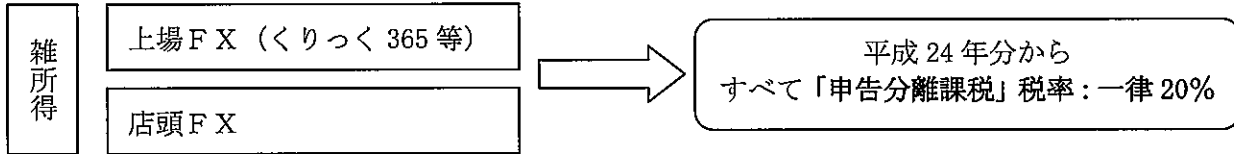
3. FX取引の課税

① FX取引の雑所得の計算

所得金額 = 為替差損益 ± スワップポイント - 必要経費

※スワップポイントは基本的に決済した取引分について確定申告の対象となりますが、未決済取引であっても確定申告する必要があるものもあるので、取扱い証券会社に確認しましょう。

② 課税方法



③ 損益通算

FX取引で発生した損失については、先物取引の利益と損益を通算することができます。

| 損益の通算 | | 利益の額 | | |
|-------|-----------|-------|------|-----------|
| | | 取引所先物 | 店頭FX | 上場株式等の売却益 |
| 損失の額 | 取引所先物 | ○ | ○ | × |
| | 店頭FX | ○ | ○ | × |
| | 上場株式等の売却損 | × | × | ○ |